

Q1. 以下のうち、正しい文章はどれか。

- ア OSS のライセンスとは、GPL のことである
- イ OSS ライセンスとは、プログラムを無料で使用できるライセンスである
- ウ GPL のプログラムを販売すると、ソースを Web に公開する義務が発生するライセンスである
- エ 研究論文の成果として無償で公開したプログラムに含まれる GPL のプログラムは、ソースコードも開示しなければならない

Q2. OSS に関する次の記述中の a,b に入れる字句の適切な組み合わせはどれか。

OSS の頒布に当たっては、頒布先となる個人やグループを制限 。また、OSS を複製したり改良したりして再頒布することは許可されて 。

	a	b
ア	してはいけない	いない
イ	してはいけない	いる
ウ	することができる	いない
エ	することができる	いる

(情報処理技術者試験 H22 秋(IP)午前問 77)

Q3. OSS のみの組み合わせはどれか。

- ア Apache, Acrobat Reader, Linux カーネル
- イ Apache, Samba, Oracle JRE(Java Runtime Environment)
- ウ Acrobat Reader, Oracle JRE, Linux カーネル
- エ Apache, Samba, Linux カーネル

Q4. 著作者の了解を得ないで次の行為を行った場合、著作権法に照らして適法な行為はどれか。

- ア 購入した CD の楽曲を自分の PC にコピーし、PC で毎日聴いている。
- イ 購入した CD の楽曲を自分のホームページからダウンロードできるようにしている。
- ウ 自社製品に関する記事が掲載された雑誌のコピーを顧客に配布している。
- エ 録画したテレビドラマを動画共有サイトにアップロードしている。

(情報処理技術者試験 H22 春(IP)午前問 25)

Q5. パブリックドメインソフトウェアとするための条件はどれか。

- ア オリジナルのライセンスと同じ条件を適用する。
- イ 公的機関に対して、ソースコードを公開する。
- ウ 著作権を放棄する、又は放棄の宣言をする。
- エ 著作権を留保したまま、自由な配布を認める。

(情報処理技術者試験 H21 秋(ST)午前 II 問 25)

Q6. 著作権法の言葉でいうと、OSS ライセンスは、プログラムの何の際の許諾か。

- ア 利用 (exploit)
- イ 使用 (use)
- ウ 購入 (purchase)
- エ 販売 (selling)

Q7. OSS ライセンスの言葉でいうと、OSS ライセンスは、プログラムの何の際の許諾か。

- ア 実行 (execution)
- イ 再頒布 (redistribution)
- ウ 発注 (order)
- エ 閲覧 (browse)

Q8. プログラムのバイナリのみ頒布を禁止していない OSS ライセンスはどれか。

- ア GNU GPL (GNU General Public License)
- イ GNU LGPL (GNU Lesser General Public License)
- ウ EPL (Eclipse Public License)
- エ Apache License

Q9. OSS との結合著作物のプログラムを作製した。作製したプログラムも同じ条件で頒布することを求める OSS ライセンスはどれか。

- ア GNU GPL (GNU General Public License)
- イ GNU LGPL (GNU Lesser General Public License)
- ウ EPL (Eclipse Public License)
- エ Apache License

Q10. GPL の OSS を使い、ソースコードを開示しなかった場合にライセンス違反となるものはどれか。

- ア OSS とアプリケーションソフトウェアとのインターフェースを開発し、販売している。
- イ OSS の改変を他社に委託し、自社内で使用している。
- ウ OSS の入手、改変、販売をすべて自社で行っている。
- エ OSS を利用して性能テストを行った自社開発ソフトウェアを販売している。

(情報処理技術者試験 H21 秋(FE)午前問 21 改)

Q11. ソースコードの開示が必要な多くの OSS ライセンスにおいて、開示方法として間違っているものはどれか。

- ア バイナリコード(を含む製品)と共に対応するソースコードを添付する
- イ バイナリコード(を含む製品)に、手数料程度の金額で対応するソースコードの CD-ROM 送付の申込書を添付する
- ウ 製品窓口に要求があったら、ソースコードを提供する準備だけはしておく
- エ 製品サイトなどで対応するソースコードをダウンロードできる旨を記載した文書を添付する

Q12. GPL の OSS を利用するプログラムを開発し、OSS を含めて販売する場合、開発プログラムのソースコード開示が必要なケースはどれか。

- ア GNU プログラムから、開発プログラムを fork/exec で実行する場合
- イ 開発プログラムから、GNU プログラムを fork/exec で実行する場合
- ウ 開発した Java アプリから、GNU プログラムを JNI(Java Native Interface)で呼び出した場合
- エ 開発したプログラムの設定変更のために、ユーザが GNU プログラムでコンパイルする場合

Q13. 著作権法において、保護の対象とならないものはどれか。

- ア インターネットで公開されたフリーソフトウェア
- イ ソフトウェアの操作マニュアル
- ウ データベース
- エ プログラム言語や規約

(情報処理技術者試験 H21 春(FE)午前問 78)

Q14. 2009 年 12 月米国で、ある OSS のソースコードを開示しなかったため、14 社もの企業が提訴された。その OSS とはどれか？

- ア Linux カーネル
- イ GCC (コンパイラ群)
- ウ BusyBox (ツール群)
- エ MySQL (データベースソフト)

Q15. GNU GPL のプログラム A と、自分で開発したプログラム B/C との関係について正しい説明はどれか。

- ア A(Linux)の GPL 伝播を遮断するために、開発したプログラム B(アプリ)との間に、LGPL のプログラム X(glibc)を挟むと GPL 伝播しない。
- イ 開発した B(デバドラ)を OS A(Linux)と一緒にして GPL で頒布した場合、B は GPL となり、その後、B を今まで利用していた OS C(商用 OS)の一部として頒布すると C も GPL として頒布しなければならない。
- ウ 開発した B(スクリプト)が GPL の A(perl ライブラリ)の機能をサブルーチン的に利用(バインディング)していても、A をリンクしていないので、B を GPL で頒布する必要はない。
- エ 開発した B(デバドラ)を含む全体のプログラムの一部として A(Linux)を頒布する場合、A のソースコードはもちろん、B のソースコードも開示しなければならない。

